

診 断 書 （ 介 護 手 当 用 ）

| | | | | | | | |
|---|---------------------|----------------|-----------|------------------|-----|--|-------------------|
| 氏 名 | | 明治 大正 昭和 | | | | 年 月 日生 | 男・女 |
| 居 住 地 | | | | | | | |
| 障害の原因となった負傷又は疾病の名称 | | | | | | | |
| 上記の負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合はその旨の意見 | | | | | | | |
| ※1 | 視 力 | 右 () 左 () | ※2 聴 力 | 聴 力 損 失 (旧規格) | 右 左 | デシベル デシベル | 精 神 障 害 |
| | | | | 聴 力 レベル (新規格) | 右 左 | デシベル デシベル | 内 部 障 害 |
| 障 害 の 状 態 | 平 衡 機 能 障 害 | | | | | ※3 日 常 生 活 の 状 態 | 食 事 |
| | 音 声 言 語 機 能 障 害 | | | | | | 排 便 |
| | 上 肢 の 状 態 | | | | | | 歩 行 |
| | 下 肢 の 状 態 | | | | | | 入 浴 洗 顔 洗 髪 |
| | 体 幹 機 能 障 害 | | | | | | そ の 他 |
| | そ の 他 の 運 動 機 能 障 害 | | | | | | |
| ※4 上記の障害の状態が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則別表第2又は別表第3に定める程度の精神上又は身体上の障害であるかどうかについての意見 | | | | | | 1 別表第2 ()号に該当する 2 別表第3 ()号に該当する 3 別表第2に該当しない | |
| ※5 要介護状態についての判断 | | | | | | 1 介護を要する 2 介護を要しない | |
| 以上のとおり、診断します。 令和 年 月 日 | | | | | | 医療機関の名称 所 在 地 医 師 氏 名 | |

記入上の注意

- ※1の欄は、障害の状態を明らかにするために必要な所見を記入してください。
- ※2及び※4の欄は、補助用具を使用している者については、これを使用した場合の状態について記入してください。
- ※3の別表第2及び別表第3については、裏面を参照してください。
なお、この欄は、1から3までのいずれか1つに○印を付けてください。

別表第2

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
 - 2 両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
 - 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
 - 4 音声又は言語機能を喪失したもの
 - 5 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
 - 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 8 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 9 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
 - 10 両下肢をショーパー関節以上で欠くもの
 - 11 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 12 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
 - 13 一下肢の機能を全廃したもの
 - 14 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
- 備考 視力の測定は、万国式視視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3

- 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
 - 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の者
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 5 両下肢の用を全く廃したもの
 - 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
 - 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
 - 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 備考 視力の測定は、万国式視視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。